

第12講 デジタルアーカイブと法制度の現在地点

福井 健策（骨董通り法律事務所パートナー弁護士）

著作権について、自分の立ち位置とは関係ない形で第三者的に実践の試みの良い部分と課題について理解を深め、基本的な理解を図った後に、実践の中から法律など制度的な課題について考えます。

【学習到達目標】

- ・デジタルアーカイブの実践における著作権に関する課題について説明できる。
- ・著作権のデジタルアーカイブの活用に関する課題について具体例を挙げて説明できる。

1. デジタルアーカイブと著作権

「デジタルアーカイブと法制度の現在地点」ということで、法制度の中でも特にまずは大体権利のお話から始めることが多いですね。

この御覧いただいている表は、デジタルアーカイブに関わる、どんな作品利用も大体共通なのですけれども、著作権回りの権利を1枚の表にしたという比較的お値打ちなものなのですけども、大体いつもここからスタートすることにしています。

もう見たことあるよという方もいらっしゃるかもしれません、まあ復習は何度してもいいものですので、お付き合いいただければというふうに思います。表をどういうふうに見るかというと、まず一番上のこの行を御覧ください。

左から2番目です。著作権と書いてあって、いろんな文芸とか講演、映像などの要素があります。これが大体著作物の例になります。代表的な例ですね。例えば映像のアーカイブを行おうというときに、映像だって言っているだけだと、まだ権利のことっていうのは見えてこないわけです。それを要素ごとに分解する必要があります。例えば映像自体も1個の著作物ですけれども、そこには例えばシナリオがあるかもしれません。

そうするとシナリオもその映像の中に要素として含まれておりますから、これも同じく著作物で著作権が働くよと。もしそこに原作があるなら、原作の文芸も著作物で著作権が働くし、映像音楽が使われているなら、この作詞作曲も著作権

があるよということを意味しています。で、左側のこの列を御覧いただければなんですけれども、皆さんに行いたい利用が記載されています。

例えばデジタルアーカイブにするときっていうのは、大体撮影をするとか、あるいはスキャンしてデジタル化するとか、それをサーバに蓄積するというようなことをやるわけですが、これは全部複製です。それからデジタルアーカイブ公開を行うときには、例えばネットで人々が見られるようにする。これは広くネット配信というふうにくくついていまして、3つ下にありますね。あるいは会場に来れば、館に来ればスクリーン越しに見ることができるよっていう状態はこれ上映でして、上から2つ目のところに記載がされています。

行いたい理由を決めて使いたい要素が決まりますと、その交点のところを御覧いただければなんですけれども、赤丸がついてありますね。これは何を意味するかというと、権利者に権利がある、つまり権利が働いているよと。

よって、許可が要るよということを意味します。さすが著作権は権利の王様というだけあって、大体どの利用も全部権利者の許可がないとできない。だからデジタルアーカイブと言われるような行為は、原則としては許可が要るよというところからスタートになります。

これだけではまだないですね。著作物に当たらないような要素にも、別の権利が働くことがある。例えばもう一つ右側に移動していただくと、俳優・ダンサー・演奏家等というふうに括弧内に書いてあって、著作隣接権と一番上に書いてあるんですよね。これは俳優の演技とかダンサーのダンス、それ自体は著作物ではないけれども著作隣接権というちょっともうちょっと狭い権利があるよと。そして今日詳細は省きますけれども下を御覧いただくと、権利が働く場合があるよということで赤い三角が書いてあるんですね。

だからやっぱりデジタル化をするとか、あるいはそれを配信するというときは、一定の場合を除いて許可が必要だと。これがなかなか大変で、映像作品なんかだと、これで一気に権利者の数が倍ぐらいに増えるわけですね。

さらに音源。レコードなどの、あるいはダウンロード音源でもいいんですけど、この音源には大体レコード会社が別な著作隣接権を持っています。原盤権とよく言われる音源の権利です。これもやっぱり丸印がデジタル化とネット配信のところに記載されていて、要するにデジタルアーカイブっていうのはかなり権利に関わる部分が多いなあということになる。で、この原則どおりにやっていると、世の中あまりうまく回らないことが多いわけですね。

よって例外規定というのが著作権法にはあって、今のどの権利についても共通なんですけれども、こういう場合には許可なく使っていいよ。こういう場合は権

利者の許諾がなくても、連絡がつかなくても、場合によっては反対されていても使っていいよと、こういう例外規定が置かれています。

これが緑字で一番右側に記載されているのですけれども、利用類型ごとに一番上にはどんな利用にもこういう場合は使えるよということで、写り込みと、今日詳細は話しませんけれども引用とか、皆さんにも身近な引用とかね。あとは建築物なんかだとかなり幅広に自由に使えるよっていう例外規定がありますので、こういうのは全部の利用に適用される例外規定。

それに対して一つ、一番右を1つ下に下りますと、例えば私的複製という有名な例外がありまして、個人的に楽しんだり勉強したりするためだったらコピーは構わないよ、ダウンロードも構わないよという規定がある。

これがあるから皆さん例えばホームページのプリントアウトとかができるんですね。あれって複製のうちですから、これがなければプリントアウト一つ自由にはできないということになるわけですけれども、この中に検索・解析用のアーカイブというのが書いてあって、これが非常に関わってくるので後でお話ししましょう。

もう一つ下の非営利の上映なんて書いてありますから、例えば映画の非営利、入場無料の上映会なんかはこれがあるので自由に行えるという、そういう例外規定だったりします。この両方の組合せで著作権の問題というのは解消するというお話を今日の前半ではするのですけれども、赤字で書いてあるところ、つまり許可を取らなきゃいけないという原則の当てはまる部分はもちろん権利者を探し出して許可をもらう。

これを許諾といいます。赤字で許諾と一番下に書いてありますね。一方でこういう場合は許可がなくてもできるよ、これが非許諾。緑字の非許諾。この両方をうまく使いこなしてデジタルアーカイブっていうのは何とか構築できる、また活用できるという場面が多いし、今は鍵になっているよというお話です。

2. 所在検索サービス規定の射程

1つ先に行きましょう。この中の所在検索のためのアーカイブ化という気になる例外規定があって、これを少し紹介します。世の中にはもう膨大な作品があるわけです。そしてアーカイブっていうのは特に膨大な作品を扱うわけですけれども、この膨大な作品、世の中のどこに存在するかというのは簡単には分からぬわけです。

例えば書籍なんて世界中には過去1億冊以上の書籍、図書が出版されていると言われていますけれども、そのどれが一体どこに存在しているのか、どの図書館

に行ったら見られるのか、どの本屋さんで売っているのかなどということは容易には分からぬ。我々は検索をする必要があるわけです。

そこでこういう、ある情報とか作品を特定したり、その所在を調べるための所在検索サービス、これは著作権の心配はせずに行うことができます。それを行うためには特に全文検索と言われるものを行うためには、作品自体を全部デジタル化してアーカイブしておきたいわけですね。デジタル化してアーカイブしておかないと全文検索というのはなかなかできない。これをやっていいよという例外規定があります。

検索サービスのために、例えば過去に出版されたどんな書籍でも、図書館から借りてこようが、あるいは購入してこようが、それをデジタル化して構いませんよ。データベースにして構いませんよ。で、ユーザーにそれを提供して、提供っていうのは検索のために提供して、ユーザーが検索して、あっ、その書籍はここにありますよという結果を得ることをやって構いませんよという規定です。

これは書籍だけじゃありませんで、例えば映画だろうが音楽だろうが放送番組だろうが、どれでも行えます。ちなみにこの今、御覧いただいているイラストは文化庁の資料に載っているイラストで、文化庁自身がこういうもので自由に使ってくださいねということを発表しているわけです。ただ、これだけだと検索結果って、例えばタイトルが載っていて、いつ発行された書籍であるか、著者の名前等が出ている、いわゆるメタデータが出ている。

メタデータは著作物ではないケースが大半ですから、こういうものを表示することはできるんだけど、これだけだと自分が探している本かどうかよく分からぬっていう問題が生まれるわけですよね。

例えば「福井健策」で全文検索すると、まあまあさすがに100冊以上多分ヒットするでしょう。もっとかもしれません、ヒットするでしょう。その中のどれが自分の探している本なのかって書籍名と著者名では分からぬわけですよね。そこで、この著作権の例外規定は、抜粋の表示までしていいよというふうに言っています。

抜粋。例えば福井健策が登場する箇所の前後2～3行の本文を表示していいよ。そんな大層な話じゃなくてグーグル検索なんかでふだんやっていることですけれどもね。この抜粋の2～3行っていうと、これは著作物の一部を映していることになりますから著作権の心配があるのでけれども、いや、それはやっていいよと。それどころかその書籍の場合には書影のサムネイルぐらいまでは映していいよと。これ、正面切って著作権法が認めたのは2018年の改正で初めてでありまして、まだほんの4年、施行からでいうと4年ちょっとしかたっていないわ

けですけれども、これ、大きいわけですね。

これができると相当デジタルアーカイブというのは、権利処理なしにできるということが分かります。全文をデジタル化して、OCRをかけて、全文検索できるようにして、そして検索結果のメタデータとそれから一部の抜粋を表示することができるとなると、これはかなりいいねということになるわけです。

つまり膨大な作品が流通する現代社会で、権利の壁というのはとっても高くて厚いわけですけれども、この権利の壁を乗り越えるための恐らく最重要の法改正が2018年、この今紹介している法改正ということになりそうです。誤解のないように言うと、全文読ませちゃ駄目なんですよ、デジタルで。検索結果が、はい、出ました。じゃあその書籍、全文読みましょうねって言って全文読ませちゃうと、これは無断ではできない。

当たり前ですけど、それを無断でできるようだったら電子書籍サービスはみんな無断でできることになりますけど、そんなことはないわけで、それは許可を取らなきゃいけない。私の言っているのはメタデータと抜粋の表示まではできるよ、そのためのデジタルアーカイブ化、データベースづくりまではできるよという話でした。

3. 非許諾／許諾モデルの活用：舞台映像、戯曲

これを組み合わせて、現にこの4年間にいろんなデジタルアーカイブが動き始めています。まだ動き始めたというところですけどね。というのはこの制度はそこまで十分認知されていなかつたりしますので、動き始めたところですが、例えば舞台映像とか戯曲、私自身も理事で加わっているのでこれをご紹介すると、EPAD（イーパッド）と言われる文化庁事業があります。

文化庁から委託を受けて行っているのですけれども、これですと舞台映像ってやっぱり失われたり、散逸、忘却されやすいのですね。

しばしばほこりをかぶっていたりするわけです。でもとても貴重な文化資源ですので、これをコロナ禍で危機にあえぐ舞台界から収集した。収集対価を払うわけですけれども、収集した。大体1300本ぐらい第1期で収集しました、1年間で。これを早稲田大学の演劇博物館さんにデジタルで納めて恒久保存していただく。

そして利用者が今、左上で御覧いただいているようなページにアクセスをして、例えば作品名とか、あるいは何かキーワードで検索等を行うと、舞台映像、作品がヒットします。

そしてメタデータ、誰が作、演出、出演者は一体誰なんだというようなメタ

データが表示されて、さらにはサムネイル的な画像を見ることもできる。

これ、許諾なしでやっています。そうでないと1300本の権利者を全部探し出して許可をもらうっていうのは、これはちょっと至難なのですね。舞台映像っていうのは非常に権利者が多いので、1年間で1300本の権利処理を行うっていうのは到底無理なのですけれども、ここまで非許諾でできるから行えた。

加えて非営利の上映はできますっていう話をさっきしましたよね。よって早稲田の演劇博物館さんに行くと館内で、これは予約制なのですけれども非営利の全部の閲覧を行うことができる。これは映像全体の閲覧です。ここまで非許諾でできる。これだけでもまあまあ、大変褒めていただいたのですけれども、加えて権利処理が可能なものを300本ほどピックアップしまして、弁護士などの専従チームが朝から晩まで権利処理をサポートして、そして権利処理が済んだものはユーネクストなどで商用配信しています。

これは許諾です。権利者を探し出して許可をもらい、当然だけど対価を還元する。ユーネクストの商用配信で、まあ追加分は幾らでもないですけれども、チャリンチャリンとお金が権利者に落ちるようになっている。この部分は赤字で許諾なんですね。つまり非許諾と許諾を組み合わせることで、こんなのを行えた。その後もおかげさまで事業としては継続しております、現在第3期が終わりつつありますけれども、作品数も配信数もどんどん増えています。

併せて、同じEPAD事業の一環として戯曲のデジタルアーカイブ化っていうのも行ったんですけども、これが下のほうなのですけどね。右下のところにあるのが、これが日本劇作家協会にさらに再委託して運営していただいている戯曲デジタルアーカイブ。ここでは553本の過去の日本を代表するような戯曲をデジタルアーカイブ化して、そして検索、それだけじゃなくて全文をダウンロード、無料でできるようにしています。

御覧いただいているのは松尾スズキさんの傑作ミュージカル「キレイ」という作品ですけれども、とても人気のある作品ですけれども、このとおりPDFですけれども全文無料でダウンロードできるんです。何で全文無料でダウンロードさせるんだっていうと、この作品の詳細ページを開くと、作品詳細を表示っていうページを開くと、わあっとメタデータが出るんですけども、その下に上演許諾の申込みはこちらというボタンがある。

それをクリックしていただくと、劇作家協会に届きまして、上演許諾の取次ぎをしてくれる。これは有料なんです、恐らくは。もちろん作家さんの考え方次第ですけれど。つまり劇作家は戯曲なんて書籍で売ったところでいくらも売れるんじゃない。それよりもやっぱり上演してもらって何ばだから、上演してもらうた

めには読んでもらわなきゃいけない。だから無料でダウンロードさせる。全国の中高生でも構わない。もちろん市民劇団でも構わない。読んで、自分もやりたいなと思ったらどうぞ上演許諾の申込みをしてください。それが値打ちであり、場合によってはそこで上演の許諾料はもらいましょうと。恐らくビジネス的には極めて正しい考え方ではないかなというふうに思いますけれども、こんなことをやっている。これは許諾です。全文ダウンロードですからね。こんなふうに非許諾と許諾の組合せによって行っているデジタルアーカイブ、少しずつ増えてきています。

4. 変わる国会図書館とデジタルアーカイブ

さあ、このさっきの47条の5ですよね、所在検索サービスを活用している存在としては、当の国もありまして国会図書館ですね。これはやっぱり非常にこのところ調子がいいというか、積極的に取り組んでいらっしゃるなと思いますけれども、一番真ん中の映像が、お使いの方も多いと思いますが国会図書館のデジタルコレクションと言われる、彼らが過去の蔵書でデジタル化したものの検索サービスを提供している。

これ、今年から全文検索が可能になったんですよね、OCRから。そうすると御覧いただいているのは、例えば『不思議の国のアリス』の昭和9年の翻訳版で、アリスの不思議な冒険譚っていう、なかなか実はこっちのほうが原題に近かったりするんですけども、翻訳タイトルがついていますけれども、こういうOCRをかけてあるものは全文検索が可能なんです。そうすると、例えばアリスインワンダーランドっていう言葉で検索をかける、あるいはアリスとウサギって言葉で検索をかけると、恐らく100冊以上わあっと出るでしょうけど、それだけだと分かりませんね。自分が探しているのはどれなんだ？って。

でもさっき言ったとおり抜粋表示が可能ですから、国会図書館は既に抜粋表示をするようにしていますから、そうすると自分が探しているこれがアリスの本であるのかどうかということを探しやすい。その上で著作権が切れているこういう作品だと、インターネットで全文を読ませる。物によっては全国の図書館等に行くと見ることができる。

物によっては館内閲覧だけはすぐできるというふうに使い分けていますけれども、少なくとも全文検索はどんな本についても可能にしているわけです、可能な取組を始めているわけです。これはさっきの47条の5、所在検索サービスなわけですけれども、実を言うとインターネットで全部を読めるのは、そういう著作権が切れた古い作品だけではありません。例えば向かって右側ですね。これは

ディケンズの『クリスマス・キャロル』なんですけれども、村山英太郎さんの訳で1967年版なんです。

これ著作権は、ディケンズはとっくに切っていますけど、村山さんの翻訳は切れていないです。だから著作権の切れた、いわゆるパブリックドメイン、P D作品じゃないんです。じゃあ何で国会図書館はこれを全文をみんなに読ませることができるんだ。全部権利処理、権利者の許可を取っているのかっていいたら、そんなことは国会図書館にはできません。

じゃああれか、著作権侵害をしているのか。全文を読ませちゃいけないってことを知らないのかっていうとそうではなくて、これはもう一つのさらに最近の著作権法の改正、2021年の著作権法の改正によって、市場で流通していない絶版などの書籍に関しては、もう個人向けで全文送信してよいという例外規定が新たに入ったんです。直近ほやほやの2021年改正。施行は昨年夏前。えっ、岩波少年文庫の『クリスマス・キャロル』は絶版じゃないだろう？と思うわけですけれども、これはもう新訳に変わっているんですよね。

ですから村山英太郎訳は既に絶版であると、入手困難であるということで、このとおり全文が読めるようになっている。そうすると、懐かしくていいですね。私が少年時代は図書室、図書館なんかに行きますと、岩波少年文庫と言えばこの表紙でした。今の表紙も好きですけど、まあこれも懐かしいなとか思いながら中を全文読むことができる。そのほかに書籍だけじゃなくて、このN D Lイ メージバンクという左下のものなんかは、古い時代の着物とか、あるいは紙の図版ですよね。こういうもので著作権が切れているものは皆さんどうぞ自由にダウンロードして、例えばブックカバーでも何でも自由に使ってくださいっていうことで国会図書館は公開しています。かなりデジタルアーカイブとしては、使ってもらうアーカイブっていうことに踏み出してきていますよね。

5. 著作権の潮流：許諾利用 + 非許諾利用

ということで最近非常にネットの人気者になっている国会図書館さんの紹介でしたけれども、こんなふうに著作権の潮流をちょっとまとめますと、許諾利用と非許諾利用の組合せということでさらに激増した作品、そして激増した利活用の方法に対応するために、権利の問題をいかにスムーズに処理するかというところに今はフォーカスが当たっています。

国も完全に、政府もその方針です。例えば御覧いただいているのは非許諾利用。緑字は非許諾利用でどう充実化させてきたか。21年に本格稼働した非営利の全国の教育機関でのオンライン講義のある意味での自由化、それから今ご紹介

した国会図書館での絶版などの資料の個人向けの送信、さらに今年度稼働する予定の非常に大きい改正としては、国会図書館に限らず全国の図書館や博物館などでは、いわゆる資料の複写というものをやっておりますよね、資料の複写サービス。あれは従来紙でもらうのがほとんどだったわけです。

全体の半分以下ですね。ところが遠隔の方、これは郵送してもらうことは従来できていたんですけども、いや、こんな時代だからメール送信をお願いできると便利だなどと、利用者として。それ、できるという法改正を21年にしまして、関係者間協議を経て、今年の6月に稼働の予定です。

これからは国会図書館に限らず図書館や博物館などにアクセスをして、この本の資料をメール送信してくださいとお願いすると、コピーをメール送信してくれるということになります。

これ、特徴はというと、さっきの絶版等っていうような、絶版などというような条件がついていないので、例えば新刊本でも理論上できます。通常の資料複写がメール送信に変わるわけです。いや当たり前でしょ、この時代だからと思われる方もいるかもしれないが、作家や出版社からするとこれはかなり思い切った改定でし、なぜならばメール送信するっていうことはデジタル化されているってことです。電子書籍サービスと限りなく近似してくるんですよ。全体の半分かもしれないけども、言ってみれば電子書籍的なものが送られてきちゃうわけですから。ということで、これは無料ではありません。利用者は出版社や作家が電子書籍を無料で読まれたとしても損失がない程度の手数料を支払うことが想定されています。

また全体の半分までです、恐らくね。この全体の半分っていうことについては、現時点では恐らくと申し上げておきますけれども、こんなサービスも始まるということで、非許諾でできることってどんどん拡充しています。

で、恐らくですけれども非許諾での大幅な拡充はもうそろそろ打ち止めです。まだちょっとずつはやるでしょうけども、大幅なものっていうのはそろそろ多分打ち止めで、もうここから先は赤の許諾のところをもっと便利にしていくしか恐らくは突破できない。なぜなら国際条約がありますからね。著作権ってそんなに一国の意思だけでどんどんどんどん自由化できない。国際条約でかなりきつく縛られているので、ここから先は許諾を取りやすくする方向の改定を進めていくんだろうなということで、今年というか今年度か、私も委員で加わりましてずっと文化審議会ではこの議論をしていました。

権利者を探しやすくするために権利情報のデータベースを分野横断で充実させていこう。そのために民間を支援しよう。それからジャスラック的な権利の集中

管理をもっと促進しよう。ジャスラック的っていうと皆さんはちょっと不安な気持ちになる方もいるかもしれませんけども、やっぱり便利は便利なんです。

ワンストップで権利の許可が取れますから。ということで、他の分野でもそうした集中管理ができる限り進めていこう、その後押しをしようじゃないか。さらには権利処理をしたい、権利者を探したいという利用者側は、大体権利のことはあまり詳しくないですよね。

そうすると利用者のサポートがもっと要るだろうということで、一元的な利用窓口というものを立ち上げまして、権利者とのつなぎをしてあげよう。権利者探しの手伝いをするような利用窓口を公的支援でつくろうと。その上で、なお権利者が不明であるとか、あるいは連絡をしてもいつまでたっても返事がないとかいうような場合には、時限的な利用を可能にしよう。これはかなりデジタルアーカイブにとっても恐らく重要な規定になるでしょう。

この時限利用の可能化の部分は、考えようによつては縁字とも言えるかもしれませんね。結局、許諾が取れない場合のことですから。いずれにしてもこうすることを行つて、許諾利用ももっと便利に取れるようにしようというわけです。こうすることによって権利者とそれから利用したい側がうまくマッチングされて、デジタルライセンス市場をつくり上げていこうよというようなことを話し合い、また進めているところです。これは間もなく、現在開かれている通常国会で法案が恐らく審議されると思いますので、皆さんも注目いただければというふうに思います。

さあ、こうした権利の壁、これを取り払うための努力というのは政府、また著作権だけとは限りませんで、これから後半に入っていくのですけれども、肖像権。これは皆さんも聞かれたことがきっとおありだと思うのですけど、人の肖像が写り（映り）込んでいる資料、写真とか映像とかやっぱりすごく悩ましいんですね。

著作権だけの問題じゃない、この肖像権というものが写っている人にはあるだろう。これは考えようによつては著作権以上に厄介なんですよ。何でかというと、著作権というのは著作権法という法律があるわけです。曲がりなりにも法律がありますから、そこにこうどういう場合に権利が働くかとか、どういう場合に例外的に許可なく使えるかというようなことは全部書かれているんですよ。読むのは大変、理解するのはもっと大変だけど、でも書かれているわけです。

例えば権利っていうのはどういう順番で考えるかっていう、ちょっと皆さんのが復習代わりにフローチャートを書いてみたんですけど。これはどんな権利にでも及ぶ考え方なんだけど、特に著作権をここでは例に取りましょう。

何で著作権の知識を、権利の知識を身につけるかっていえば、要するにどういう場合は許可がないと使えなくて、どういう場合は許可がなくても使えるかということを仕分けるためです。だから許可がなくても使えるなっていうならデジタルアーカイブにも活用しやすい。許可がないと使えないんだなっていうなら許可を取りに行くしというわけです。

この検討のスタートは、1番辺りから考え始めるのが多いでしょう。つまり自分が今行いたい利用というのは、著作権なら著作権が及ぶ利用なのかな。私は人の作品からアイデアを得たいと思っています。そのアイデアに基づいて私自身が創作したいと思っていますっていうなら、アイデアに著作権は及びませんから、これは著作権の及ぶ利用じゃないんですよね。

よってノーに行きます。そうしたら利用可能です。いや、私は書籍をデジタル化してアップロードしたいんですっていうと、これは当然権利が及びますのでイエスです。著作権に及びますからね。次に、その利用を許す例外規定はあるか。私は文芸評論をやっておりまして、その評論を自分の名前で発表するんですけど、その中で対象となっている文芸作品を、必要な箇所を引用で使いたいんです。

そうしたら引用の例外規定がある。じゃあ条件をうまく満たせば利用可能になる。私はみんなに小説全部を読んでもらいたいんです、大好きだからっていうと、そんな例外規定はありませんのでノーに行きます。

一般個人にはそんな例外規定はありませんのでノーに行きます。で、権利は続いているですか、パブリックドメインですかっていうのは次の問い合わせ。紫式部という方でっていうと、もちろんそれは権利が切れているわけだから利用可能ですか、そういう場合はそもそも3番から考えりゃいいだろうなと思いますけれども。

村上春樹さんとおっしゃいますっていうと、もちろんイエスです。じゃあ権利者、管理者と連絡できますか。連絡できて条件協議はできますかっていうほうに行くわけですけれども、権利者が見つからないケースがあるんですよね。権利者が見つからない場合は、著作権の分野では従来は文化庁の利用裁定、さらには今現在検討している新制度によって使えるケースが出てくるでしょう。

いやいや、ノーですと。権利者と連絡がついてはっきりノーって言われましたっていう場合、プロジェクトの見直しを検討するかなっていうような、そういうフローチャートで普通考える。著作権だとこれで結構いけるんです。

6. 権利の考え方と「肖像権」

ところが肖像権です。肖像権法っていう法律はないんですね。あれは判例で、裁判の中でちょっとずつ認められてきた権利です。

だからすごく曖昧なんです。すごく曖昧。最高裁が一番権威のある2005年の判決の中で言ったのは、それはね、肖像がちょっとでも写ったら使えないっていう誤解が世の中にあるようだけども、そうではないんだ。これは程度問題なんだっていうことを言っています。社会生活を営んでいる以上は、自分の肖像がそれは人目に触れる事はあるでしょう。ある程度は我慢しなさい。しかし、いろんな要素を総合的に考慮して、一般的な我慢の限界を超えたなら、これは受容限度っていうのですけど、一般的な受容限度を超えたならそれは肖像権侵害だよって言った。総合考慮による程度問題だよって言った。それはそうかもしれないけれども厄介ですよね。だって何百枚、何千枚っていう人の肖像が写っている写真をデジタルアーカイブにしようっていうときに、毎回毎回総合考慮できますか？ということで、このフローチャートに当てはめると肖像権っていうのは結構厄介なのです。

つまり曖昧なのです。権利が及ぶ利用かどうかも総合考慮しないと分からないから曖昧なのです。それから権利が存続中かどうかも曖昧なのです。死亡と同時に肖像権は消滅するっていう意見が強いのですけれども、でも遺族の権利もある程度は守られるという裁判例もかつてはあって、よって死亡と同時にじゃあどこまで権利が弱くなるのかとかちょっと曖昧なのです。

さらに権利者不明。アーカイブで使う肖像写真なんかでいうと、誰が写っているかよく分からないケースが多いので権利者不明なのですけれども、そういう場合に利用できる制度なんか存在しないです、法律がないですから。

ということで、この厄介な肖像権。場合によっては著作権以上に厄介なもの。じゃあ肖像権法ができるのを待てるかっていうと、多分あと10年待ってもできないと思います。すごく人格権で深く関わりますからね。仮につくるとしたら、がっちがちのものがきて、むしろ現場では使えないっていう結論を裏打ちするための法律だったらできるかもしれませんけれども、多分10年待ってもできない。

7. 肖像権の指針を持つ試み

そこでデジタルアーカイブ学会、私も理事を務めておりますし、今日登壇の高野先生や時実先生も皆さん理事で、いつもご一緒に活動していますけれども、このデジタルアーカイブ学会の法制度部会というところでは民間ガイドラインをつくっていました。

これが何度も何度も公開の会議を繰り返しまして皆さんの意見を取り入れながら、また同時に過去肖像権に関する裁判例って何十とあるんですけど、それを全部解析しました。総合考慮っていうけれども、一体どういう属性をその肖像写真が持っているときに肖像権侵害に当たりやすいんだよ。あるいはどういう属性を持っているときには肖像権侵害に当たりにくいんだよということを定型化・パターン化してみた。で、ポイント制にしてみた。

ざっくりとしたことを言うと、例えば被写体の地位、写されている人の地位が公的人物、政治家などの場合には通常肖像権侵害に当たりにくいんです。パブリックフィギュア論ですね。よって、例えばそれにはマイナス10点をつける、ここでは点数は紹介しませんけど、ガイドライン、デジタルアーカイブ学会のホームページで公開されていますので御覧いただければもっとずっと詳しい説明が出てきますけれども、例えばマイナス10点がつく。マイナスになるんです。それに対して未成年、これは要保護性が高いからプラス10点などのプラス点がつくんです。さらには2番、何をやっているところを撮られた写真ですか。公開の行事だったら、それは肖像権侵害になりにくいからマイナスなのです。

被災時、負傷時、病気療養時あるいは水着など高露出度のときには、それは肖像権侵害になりやすいからプラス点なのです。どこで撮った写真ですか。例えば道路とか公園みたいな公共空間ですっていうと、これは肖像権侵害になりにくいんです、過去の裁判例からすると。だからマイナス点。それに対して閉鎖的な空間、病院や店舗あるいは避難所、あるいは私的な空間、自宅などの場合だと肖像権侵害になりやすいのでプラス点。どうやって撮られたものですか、4番。撮影については默示の同意がある。公開についてまで同意したかはよく分からぬけれど、撮影についてはこの写真から見て明らかに同意がある。なぜならば写真に向かってこうやっているから。これは撮影はどうやら了承しているねと。

そうするとやっぱり肖像権侵害になりにくいのでマイナス点。逆に隠し撮りだったらプラス点になりやすい。群衆の中の顔はマイナス点。逆に大写しだったらプラス点。肖像権侵害になりやすい。長時間が経過したものはマイナス点。経過すればするほど恐らくマイナス点。利用の目的が報道とか研究とか教育とか学術的なアーカイブだっていうならマイナス点、なりにくい。

商用。商用で利用しますよと、フォトストックですなんというとプラス点。というわけで、これらそれぞれポイントにも重みづけがされているんですけど、それを写真ごとに加算減算して、何点以上だったらじゃあマスキングなしの公開オーケーねというようなことを民間ガイドラインで提示しているというわけです。

おかげさまで大分利用の場面が広がってまいりまして、アーカイブ機関だけじゃなくてメディアでかなり利用いただいているみたいで。一応ユースケースとしては非営利のデジタルアーカイブでの写真利用っていうふうに想定はしているのですけれども、確かに応用はほかのジャンルでも利きますから、新聞とかテレビ局さんなんかで割と検討の指針として使っていただいているというお話を当の団体から教えていただいたりしています。ありがたいことだなと思ったりしています。

さあ、こんなふうな民間の指針、これをさらに法制度、権利はおろか法制度も越えて広くデジタルアーカイブ全体の羅針盤をつくれないかという試みをデジタルアーカイブ学会では昨年から議論しています。これは時間があつたら少し今の肖像権ガイドラインの実地をやってみたいと思ったんですけどちょっと恐らくスキップと書いてあるとおり、時間の関係でもし最後余ったら戻ってくるかな、にさせてください。

8. デジタルアーカイブ憲章の提案

デジタルアーカイブ全体の指針の話に行きます。デジタルアーカイブには基本法がありません、御存じのとおり。博物館法にデジタルアーカイブという規定がやっと1文が入ったっていう段階です。そこで我々は全体の羅針盤になるようなデジタルアーカイブ憲章をつくれないかということをやはり法制度部会、そして理事会などの協力でつくり上げておりました。

現在、3回のやはりオープンな公開の円卓会議を開きまして、各界を代表するような方々にご意見を頂きながら改定案をその都度公表するということをやっておりまして、現在第3回の会議終了後の改定案がアップロード準備中ですけども、これもリンクのところを御覧いただければと思いますけれども。

全文あります、この憲章はデジタルアーカイブが社会にもたらしつつある変革が何を可能にするのか、またそのリスクはどこにあるか、そして21世紀のデジタルアーカイブが目指すべき理想の姿を提示した上で、その価値の浸透や実現に向けて私たちデジタルアーカイブ関係者が行うべきことを宣言するものである。私たちという主語は、デジタルアーカイブ関係者にしております。まだあるんですよ。

前文が、吉見俊哉会長が元の原案を書いてくださった前文というのがあります、そこでは公共的な知識基盤が今の我々の社会にはかつてないほど必要だよ。そして社会にとっては忘れられる権利ということも個人にとっては大事かもしれないが、社会にとっては記憶する権利も時に重要なんだよというようなことが記



デジタルアーカイブ
憲章

載されています。

さらにデジタルアーカイブは一体何を目的とすべきなのか。人々の様々な活動の基盤、知識基盤を提示する。このこと自体も大きな目的である。さらにはあらゆる人々が障害なく情報にアクセスできるアクセス保障、情報保障ということも重要だ。文化の面で、それから学習にとっても、経済活動にとっても、研究開発にとっても、防災にとっても、そして国際化にとってもアーカイブというものは資するものであり目的とすべきものだろう、全体ではね。その上で行動指針。

こうしたデジタルアーカイブつくりに、またその設計には多くの人々のオープンな参加を求めていくべきである。さらにデジタルアーカイブを支える社会制度を整備していくべきだ。先ほどのような議論ですね。さらにデータの信頼性を確保するため、デジタルアーカイブというのは設計していくべきだ。体系性の確保。恒常性の保障。ユニバーサル化。さっきのアクセス保障につながる行動指針ですね。様々な民間あるいは公的なネットワークの構築。活用の促進。そして人材の養成などなどの行動指針がそこでは記載されています。

そしてこれを3年ごとに、デジタルアーカイブ憲章も見直し、またこれに即した政策提言を公表していくということまで記載されています。現在、次なるシンポジウムを恐らく3月14日に次なるデジタルアーカイブ憲章のシンポジウムを御茶ノ水ソラシティという会場で行います。ネット配信もしたいと思っておりまして、今回の登壇者が憲法学者の宍戸常寿東大教授、劇作家の平田オリザさん、シンガーソングライター、島唄の宮沢和史さん。彼は島唄の保存プロジェクトをやっていらっしゃいますね。それからクリエイティブ・コモンズ・ジャパンの常務理事で弁護士の野口祐子さん。それから私、などなどが加わりましてシンポジウムを行いますので、ご興味があればぜひ御覧いただければというふうに思います。もちろん吉見会長も参加されます。

9. デジタルアーカイブ政策提

さあ政策提言を3年ごとに公表するというので、あんまり文字ばっかり多いスライドを御覧いただくのも気が引けるのですが、もう一つ御覧いただきましょう。政策提言、先ほどの権利に限らず法制度というものとして、あるいは国の政策として、こういうことをデジタルアーカイブの振興のために行うべきじゃないんですかというものをデジタルアーカイブ学会内の特別委員会、さらには理事会での議論を経て、理事会承認を経て、こういう提言を行っているところです。

「デジタル温故知新社会に向けた政策提言2022年」ということで、かなり宇宙壮大なことも述べていますけれども、政府には相當に強く今働きかけも行って

いるところです。

政府内にデジタルアーカイブ推進会議を立ち上げてくださいと。現在は高野先生が座長のデジタルアーカイブジャパン実務者協議会及び委員会が存在していますけれども、もっと幅広にあらゆる関係者を集めたデジタルアーカイブの推進会議が現在政府にないのが問題であると。これを立ち上げてください。さらに各地域のアーカイブは非常に様々な課題に直面して苦労していらっしゃる。これをサポートできるようなデジタルアーカイブ支援のためのサポートセンターを各都道府県に設置してください。そしてデジタルアーカイブの基本法がないのが問題なんだから、デジタルアーカイブ憲章なども参考に、デジタルアーカイブ振興法の制定を行ってください。

公的助成や公的資金によって生じた情報はオープンデータ化を図るべきじゃないでしょうか。また国内でも様々な障害を持っている方、あるいは海外で日本語の読み書きに課題のある方のために、様々な言語での翻訳字幕や音声読み上げなどのユニバーサル化の支援を政府としてもっと行ってください。デジタルキュレーションのための教育プログラムが不足しています。パイロット的な教育プログラムを幾つかの教育機関で立ち上げてください。デジタルアーキビストなどの必要な人材の採用、育成、これまで井上（透）先生などが牽引していらっしゃったわけですけれども、この人材の育成等をもっと政府は支援してください。

井上先生はもちろんですが、岐阜女子大学の皆さん等が牽引していらっしゃったわけですけれども、もっと政府が支援してください。それから膨大なアウトオブコマース著作物、つまり市場で流通していない作品について活用促進の制度、今現在さらに議論しているわけですけれども、これを必ずつくってください。

それからさっきの国会図書館からの絶版等資料の個人向け配信、これは現在漫画と雑誌が除かれている。それから書籍以外の資料は除かれているなどの事情がありますけど、この部分をもっと拡充できませんか。さらに言うと国立映画アーカイブとか他の国立機関にも拡充できませんかというようなことを提言しています。

1つ飛ばして、デジタルアーカイブ関連の研究開発ですね。これはEUなんかだと本当に高額の研究資金をデジタルアーカイブ関連の研究、カルチュラルヘリテージなどに支援を行っていますけれども、日本はまだまだ不足している。デジタルアーカイブに特化した研究開発にもっと支援を行ってください。

それからヨーロピアナやユネスコの文化遺産保全など、時実先生の紹介があつたところですけれども、国際的な諸活動ともっと連携を図る、そのサポートもしてくださいというようなことを政策としては提言しています。

こんなふうに法制度の議論から民間のガイドラインに至るまで、官民あるいは地域、あるいはジャンルの横断した連携、これを進めることで課題を解決していく。そんなことを考えてデジタルアーカイブ学会では幾つもの活動を展開しておりますし、また政府もかなりそれには呼応してくださっている現状はあるかなというふうに思うところです。

本日はデジタルアーカイブの法制度の現在地点ということで、まずは権利の壁、そして最近の法改正でどこまで可能になったのか、肖像権の壁を越えるための民間ガイドライン、さらにはデジタルアーカイブの羅針盤をつくる試み、政策提言などを紹介いたしました。皆さんの活動の少しでもご参考になれば大変幸いに思います。(文責:久世)

課題

1. デジタルアーカイブの実践における著作権に関する課題について説明しなさい。
2. 著作権のデジタルアーカイブの活用に関する課題について具体例を挙げて説明しなさい。
3. デジタルアーカイブ憲章について、課題を説明しなさい。